

交 規 甲 達 第 1 号
平成30年1月23日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における信号機のストック管理要綱の制定について

県内における信号機は、「信号機設置の指針」の制定について（平成28年交規甲達第1号）に基づき、設置及び撤去を行っているが、信号機の老朽化対策として、別添のとおり「福井県警察における信号機のストック管理要綱」を定め、施行することとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、福井県警察における信号機の撤去計画の策定について（平成29年交規乙達第1号）については、廃止する。

別添

福井県警察における信号機のストック管理要綱

第1 目的

この要綱は、県内設置の信号機について、必要性の低下した場所に設置されている信号機の撤去又は移設に関して必要なことを定め、もって、総数の抑制を図りながら適切に維持管理することを目的とする。

第2 管理体制

(1) 総括管理責任者

ア 本部に総括管理責任者を置き、交通規制課長をもって充てる。

イ 総括管理責任者は、県内における信号機のストック管理に係る事務を総括する。

(2) 管理責任者

ア 警察署に管理責任者を置き、警察署長をもって充てる。

イ 管理責任者は、管轄区域内に設置された信号機のストック管理に係る事務を掌理する。

(3) 総括取扱責任者

ア 総括管理責任者を補佐するため、本部に総括取扱責任者を置き、交通規制課規制担当課長補佐、安全施設担当課長補佐及び管制担当課長補佐をもって充てる。

イ 総括取扱責任者は、信号機のストック管理に係る事務を処理する。

(4) 取扱責任者

ア 管理責任者を補佐するため、各警察署に取扱責任者を置き、交通課長（福井署にあっては交通第二課長）をもって充てる。

イ 取扱責任者は、管轄区域内に設置された信号機のストック管理に係る事務を処理する。

第3 撤去を検討する信号機

撤去を検討する信号機は、「信号機設置の指針」の制定について（平成28年交規甲達第1号）の第5に規定する信号機の撤去の考え方を踏まえ、次のものを対象とする。

- 1 一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機
- 2 小学校等の再編、公共施設、大型商業施設等の移転又は閉鎖により、横断利用者が減少した押ボタン式信号機
- 3 バイパスなどの新たな道路の開通及び大型商業施設の移転又は閉鎖により、自動車等の交通量が減少した箇所の信号機

第4 信号機の撤去に向けた手順

1 対象信号機の把握

管内における対象信号機の設置場所を把握すること。

2 実態調査、代替安全対策等の検討

対象信号機の設置場所について、道路現況、交通量、交通事故の発生状況等を調査し、一時停止等他の安全対策により代替が可能か否かを検討すること。

3 交通規制課との調整

実態調査等の結果を基に信号機の撤去箇所を選定し、地域住民への伝達方法を交通

規制課と調整すること。

4 地域住民の理解及び関係機関との調整

信号機の撤去については、基本的には警察（公安委員会）の権限であるが、撤去後の交通安全対策の推進上、交通関係機関・団体及び地域住民との連携が必要不可欠であることから、撤去対象となっている信号機については、早急に地域住民等に対して交通事故及び渋滞の減少並びに利用頻度の低下により撤去する旨の説明を行い、理解を得ること。

また、道路管理者の協力も必要不可欠であるため、撤去した後の代替安全対策について、検討及び協力を依頼し、対応時期に^{そご}齟齬が生じないように協議を進めること。

5 信号機撤去の上申

信号機の撤去に係る上申は、地域住民に十分に説明し、周知を図った後に行うこと。

6 道路利用者に対する周知

地域住民に対し信号機撤去の周知を図った際は、信号機の撤去予定日を道路利用者にも周知する必要があるため、広報誌や警察署のホームページ等を利用し、周知徹底を図ること。

7 代替安全対策の効果の検証

信号機を撤去した後の代替安全対策が十分かどうか検証し、事故の発生状況等から不十分であると考えられる場合は、更なる代替安全対策を検討すること。

第5 留意事項

信号機の撤去に当たっては、予算措置が必要であるため、実態調査、代替安全対策等の検討後速やかに交通規制課まで報告すること。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、信号機のストック管理に関し必要な事項は、交通部長が別に定める。